

○串間市都市公園条例

昭和52年10月23日串間市条例第38号

別表第2（第10条関係）

1 有料公園施設使用料

（1）串間市営球場

ア 施設

区分	入場料を徴収する場合			入場料を徴収しない場合				
	午前	午後	全日	早朝	午前	午後	全日	薄暮
一般	4,710円	6,290円	9,430円	840円	1,260円	1,570円	2,300円	730円
学生	3,140円	3,880円	6,290円	360円	630円	940円	1,360円	360円
職業	入場料総収入（消費税及び地方消費税を除く。）の100分の5 最低 15,710円			1,260円	2,300円	3,140円	4,710円	1,260円
備考 全日とは午前8時30分から午後5時まで、午前とは午前8時30分から正午まで、午後とは正午から午後5時まで、早朝とは午前6時から午前8時30分まで、薄暮とは午後5時から日没まで、学生とは高等学校生徒以下の者をいう。								

イ 附属設備

種別	場内放送	点滅及びスコアボード	本部室	審判用具	バッティングゲージ	ピッチングマシーン
単位	1時間	1試合	1室	1式	1回	1回
金額	210円	210円	210円	210円	210円	480円
備考 1回とは早朝、午前、午後、薄暮をそれぞれいう。						

（2）串間市営プール使用料

区分	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合
		1人1回につき
一般、高等学校生徒		310円
小学校児童、中学校生徒		150円
乳幼児		70円

20人以上の団体		上記金額の2割引
専用利用	右記の金額に3を乗じて得た額	9時から12時まで 15,710円 12時から17時まで 23,050円
備考		
1 開場期間は、6月20日から9月10日までとする。		
2 専用利用とは、競技大会、講習会等でプールを独占的に利用することをいう。		
3 1人1回とは、午前（9時から12時まで）又は午後（12時から17時まで）をいう。		

(3) 串間市営運動広場使用料

ア 昼間

区分		入場料を徴収する場合			入場料を徴収しない場合					
		午前	午後	全日	早朝	午前	午後	全日	薄暮	2時間まで
全部利用	学生				470円	630円	940円	1,570円	470円	470円
	一般	3,880円	5,450円	9,430円	940円	1,260円	1,890円	3,140円	940円	940円
	職業	15,710円	31,430円	54,480円		3,140円	3,880円	6,290円		
一部利用	学生				310円	360円	520円	940円	310円	310円
	一般				630円	730円	1,050円	1,890円	630円	630円
備考 全日とは午前8時30分から午後5時まで、午前とは午前8時30分から正午まで、午後とは正午から午後5時まで、早朝とは午前6時から午前8時30分まで、薄暮とは午後5時から日没まで、学生とは高等学校生徒以下の者をいう。										

イ 夜間

区分	時間	使用料
1コートにつき	最初の1時間（1時間に満たない場合は1時間とする。）まで	3,140円
	最初の1時間を超え、30分（30分に満たない場合は30分とする。）ごとに	1,570円
備考		
1 利用時間は、日没から午後10時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。		
2 1コートとは、照明塔4基を利用する場合とする。		

3 使用料は、1コート及び照明施設の使用料をいう。

(4) 串間市営テニスコート使用料

ア 昼間

区分		入場料を徴収する場合			入場料を徴収しない場合				
		午前	午後	全日	早朝	午前(1時間あたり)	午後(1時間あたり)	全日	薄暮
1コートにつき	学生				150円	70円	70円	780円	150円
	一般	3,140円	4,710円	7,860円	310円	150円	150円	1,570円	310円
	職業	12,570円	15,710円	28,290円	780円	470円	470円	3,880円	730円
備考 全日とは午前8時30分から午後5時まで、午前とは午前8時30分から正午まで、午後とは正午から午後5時まで、早朝とは午前6時から午前8時30分まで、薄暮とは午後5時から日没まで、学生とは高等学校生徒以下の者をいう。									

イ 夜間

区分	時間	使用料
1コートにつき	最初の1時間(1時間に満たない場合は1時間とする。)まで	520円
	最初の1時間を超え、30分(30分に満たない場合は30分とする。)ごとに	260円
備考		
1 利用時間は、日没から午後10時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。		
2 使用料は、1コート及び照明施設の使用料をいう。		

(5) 串間市営屋内投球練習場使用料

ア 施設

区分	2時間以内	午前	午後	全日
学生	310円	420円	730円	940円
一般	420円	940円	1,470円	1,890円
職業	940円	1,890円	2,830円	3,880円
備考				

- 1 施設の利用時間は、午前6時から午後9時30分までとする。
- 2 午前とは午前8時30分から正午まで、午後とは正午から午後5時まで、全日とは午前8時30分から午後5時までをいう。
- 3 学生とは、高等学校生徒以下の者をいう。
- 4 照明設備の使用料は、照明時間30分（30分に満たない場合は30分とする。）につき330円とする。

(6) 串間市営陸上競技場

ア 施設

区分		利用時間	全部利用	一部利用
入場料を徴収する場合	一般	午前	4,290円	1,900円
		午後	5,710円	2,860円
		全日	9,520円	4,760円
	学生	午前	1,900円	950円
		午後	2,860円	1,430円
		全日	4,760円	2,380円
	職業	入場料総収入（消費税及び地方消費税を除く。）の100分の5 最低 14,290円		
入場料を徴収しない場合	一般	早朝	950円	480円
		午前	1,430円	760円
		午後	1,900円	950円
		全日	2,860円	1,430円
		薄暮	950円	480円
	学生	早朝	480円	290円
		午前	950円	480円
		午後	1,430円	760円
		全日	1,900円	950円
		薄暮	480円	290円
	職業	早朝	1,430円	760円
		午前	2,860円	1,430円

		午後	3,810円	1,900円
		全日	6,670円	3,330円
		薄暮	1,430円	760円

備考

- 1 個人利用は、1時間につき50円とする。
- 2 使用時間は、早朝から日没までとする。
- 3 全日とは午前8時30分から午後5時まで、午前とは午前8時30分から正午まで、午後とは正午から午後5時まで、早朝とは午前6時から午前8時30分まで、薄暮とは午後5時から日没まで、学生とは高等学校生徒以下の者をいう。

イ 附属設備等

種別	単位	金額
器具1式 走高跳び・棒高跳び・ハードル	1種目	290円
その他の競技用具	1種目	100円
写真判定装置1式	午前	4,760円
	午後	6,670円
	全日	11,430円
	午後5時から1時間当たり	1,430円
放送設備	1回	950円
シャワー・ロッカー	1人	100円
会議室	1回	950円
ライン引用塗料	1リットル	1,710円

備考 1回とは早朝、午前、午後、薄暮をそれぞれいう。

(7) 串間市営室内体育施設

ア 施設

区分			入場料等を徴収する場合			入場料等を徴収しない場合			
			午前	午後	夜間	早朝	午前	午後	夜間
1コ	スポー	学生				240円	1時間当たり110円		

コート	ツに利用	一般	3,330円	4,670円	4,670円	480円	1時間当たり200円		
		職業	12,380円	17,140円	17,140円	1,430円	1時間当たり570円		
全コート	スポーツ以外に利用	文化的催物	28,570円	42,860円	42,860円	4,760円	9,520円	14,290円	14,290円
		その他の催物	57,140円	85,710円	85,710円	14,290円	28,570円	42,860円	42,860円
トレーニング室	個人利用	中学校生徒 高等学校生徒					2時間当たり100円		
		一般					2時間当たり200円		
	専用利用	中学校生徒 高等学校生徒					2時間当たり1,000円		
		一般					2時間当たり2,000円		

備考

- 1 コートとは、室内体育施設の4分の1の面積をいう。
- 2 早朝とは午前6時から午前8時30分まで、午前とは午前8時30分から正午まで、午後とは正午から午後5時まで、夜間とは午後5時から午後10時までをいう。
- 3 学生とは、高等学校生徒以下の者をいう。
- 4 トレーニング室の利用時間は、備考2の規定にかかわらず、午前9時30分から午後9時30分までとする。
- 5 専用利用とは、独占的に利用することをいい、原則として10名以上で利用するときに適用する。

イ 附属設備

種別	照明器具	放送設備	利用器具	持込電気器具
単位	1コート30分	1回	1組1回	1キロワット
金額	190円	950円	190円	240円

備考

- 1 1回とは早朝、午前、午後、夜間の各時間帯をいう。
- 2 照明設備の利用時間が30分未満の場合は30分とみなす。
- 3 持込電気器具の電気使用料は、当該電気器具に表示された電力1キロワット未満の端数があるときは、1キロワットとして算定する。

(8) 串間市営弓道場

区分		単位	使用料
個人利用	学生	1 時間	20円
	一般	1 時間	40円
専用利用	学生	1 時間	190円
	一般	1 時間	370円

備考

- 1 専用利用とは、独占的に利用することをいい、原則として10名以上で利用するときに適用する。
- 2 学生とは、高等学校生徒以下の者をいう。
- 3 利用時間が1時間に満たないときは1時間とみなす。

2 公園内におけるその他の使用料

区分	単位	期間	使用料
行商、募金その他これに類するもの		1 日	150円
業として写真又は映画撮影		1 日	150円
広場を利用する場合		1 日	1,570円
興業	1 平方メートル	1 日	10円
露店	1 平方メートル	1 日	50円